

令和6年度犯罪被害者等施策 (令和7年版犯罪被害者白書)

〈概要〉

令和7年12月
国家公安委員会・警察庁



犯罪被害者白書について

- 犯罪被害者等基本法に基づき、毎年、国会に提出している法定白書
- 令和7年版で20回目（国家公安委員会・警察庁としては10回目）
〈犯罪被害者等基本法〉
第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

犯罪被害者白書の構成

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

- 1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）
- 2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）
- 3 居住の安定（基本法第16条関係）
- 4 雇用の安定（基本法第17条関係）

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）
- 2 安全の確保（基本法第15条関係）
- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

第3章 刑事手続への関与拡充への取組

- 1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

第4章 支援等のための体制整備への取組

- 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）
- 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）
- 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 1 国民の理解の増進（基本法第20条関係）

犯罪被害者等施策に関する基礎資料

- 1 犯罪被害者等基本法
- 2 犯罪被害者等施策推進会議令
- 3 第4次犯罪被害者等基本計画
- 4 犯罪被害者等施策の一層の推進について
- 5 令和7年度犯罪被害者等施策関係予算額等調
- 6 政府・地方公共団体の犯罪被害者等施策担当窓口及び地方公共団体の取組状況
- 7 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧
- 8 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧
- 9 政府・地方公共団体が関与する犯罪被害者等に関する相談先一覧
- 10 刑法犯 罪種別 認知件数の推移（令和2年～令和6年）
- 11 特定罪種別 死傷別 被害者数（令和6年）
- 12 交通事故発生状況の推移（令和2年～令和6年）
- 13 交通事故死者数の月別推移（令和2年～令和6年）

第1章 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害給付制度 【施策番号13】 (p 8)

(裁定に係る被害者数)

(裁定金額) 令和6年度：約9億7,200万円

令和6年度	人数	割合
裁定に係る被害者数	335	100%
支給裁定に係る被害者数	299	89%
うち、減額となった被害者数	71	24%
不支給裁定に係る被害者数	36	11%

区分	年度	令和3年度以前	令和4年度	令和5年度	令和6年度	累計
裁定金額(百万円)		35,145	1,484	1,384	972	38,985

- 令和6年6月に、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、犯罪被害者等給付金の各基礎額の最低額が引き上げられるなど、算定方法の見直しによる給付水準を大幅に引き上げ
- 犯罪被害者等給付金の迅速な裁定等の運用改善や仮給付金制度の積極的な活用について都道府県警察を指導
- 令和6年度の運用状況
 - ・ 仮給付決定に係る被害者数：43人（前年度：41人）
 - ・ 裁定期間：平均約9.0か月（前年度：約8.6か月）中央値約5.1か月（前年度：約4.6か月）

カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等 【施策番号15、29】 (p 10、15)

- 警察庁から経費を補助し、都道府県警察において各種公費負担制度を運用
 - ・ カウンセリング費用
 - ・ 一時避難場所借上げに要する経費
 - ・ ハウスクリーニングに要する経費 等
- 引き続き、適切な運用と周知に努めるよう、都道府県警察を指導

地方公共団体による見舞金制度等 【施策番号17、30】 (p 11、15)

- 地方公共団体に対し、会議や研修の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度等の導入や生活支援に関する取組等の適切な実施を要請
- 引き続き、できる限り全国的に同水準で見舞金の支給制度等が導入されるよう要請

年次	都道府県		政令指定都市	市区町村
	直接支給	市区町村補助		
令和3年	8	3	9	377
令和4年	13	5	12	464
令和5年	16	4	14	631
令和6年	21	4	17	863
令和7年	23	4	20	1,099

公営住宅への優先入居等 【施策番号20、21】 (p 12、13)

- 令和4年度に、地方公共団体に対し、犯罪被害者等を公営住宅の優先入居対象とすることの積極的な検討や保証人確保を求めるなどの配慮を依頼する通知を発出
- 令和6年12月現在の犯罪被害者等の公営住宅への入居状況
 - ・ 優先入居：771戸
 - ・ 目的外使用：168戸（都道府県・政令指定都市のみ）

加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等 【施策番号11、12】 (p 7、8)

- 令和2年4月、改正民事執行法が施行され、同法の附帯決議を踏まえ、公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る諸外国の民事法制等の調査を実施
- 令和5年12月、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態把握調査を実施

トピックス 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

トピックス 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度の周知・啓発について

手記 犯罪被害者御遺族の手記「母子の満面の笑み、何処へ」

第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

ワンストップ支援センターの体制強化等 【施策番号59-63】(p35, 36)

- 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、運営の安定化及び質の向上
- 全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」（通話料無料）を運用、性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営
- SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施
- 医療機関におけるワンストップ支援センターの情報を掲載する項目を設け、医療情報ネット（ナビイ）において情報提供を実施



児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号48、53、92-98】
(p28, 30, 45~50)

- 令和6年度以降の児童相談所の体制について、令和4年12月に策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の見直しを行い、令和8年度末までに児童福祉司を約7,390人体制とすること等を目標として増員
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」（通話料無料）、SNS相談「親子のための相談LINE」を運用

児童相談所の設置状況・職員配置状況（各年4月1日現在）

年次	児童相談所	児童福祉司	児童心理司	医師	保健師
令和2年	219	4,553	1,800	706	180
令和3年	225	5,168	2,071	750	190
令和4年	228	5,783	2,347	787	229
令和5年	232	6,138	2,623	819	253
令和6年	234	6,482	2,911	797	298

※ 児童福祉司には任用予定者を含む。

スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカーの配置状況

年度	スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
令和元年度	9,210	2,659
令和2年度	9,539	2,859
令和3年度	9,948	3,091
令和4年度	10,255	3,241
令和5年度	10,678	3,747

※ 経費を補助した任用に限る。

トピックス 学校における教育相談体制の充実について

- ▷ 教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の構築
- ▷ いじめ・不登校等の問題により効果的に対応するため、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱える児童生徒に対する教育相談の充実強化
- ▷ 全てのこどもたちが集う場である学校をプラットフォームとした「チーム学校」としての情報共有や児童生徒の変化の把握

トピックス こども家庭センターの設置について

- ▷ 家庭の困難を早期に把握し、包括的・継続的な支援を実施
- ▷ 市区町村に設置されている要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関同士の連携を促進
- ▷ 令和6年10月1日時点のこども家庭センター設置状況
・設置済み市区町村数：917（全市区町村の52.7%）
・設置箇所数：1,055箇所

講演録

犯罪被害者御遺族による講演「最愛の娘を奪われて」

第3章 刑事手続への関与拡充への取組

謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実【施策番号154】(p69)

- 必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」（犯罪被害者等のゲストスピーカーによる直接講話の実施等）の受講を義務付け、犯罪被害者等の心情等の理解を深め、謝罪等の具体的行動を促す指導を実施
 - 令和5年12月から、入所から出所まで継続した指導を実施できるように改訂したプログラムによる指導を開始
 - 令和5年度から6年度にかけて、同教育に係る効果検証の在り方に関する検討を実施

トピックス 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育

- ▷ 刑事施設においては、令和5年12月から、
 - ・ 被害者等の被害に関する心情
 - ・ 被害者等の置かれている状況
 - ・ 被害者等の心情等の聴取・伝達制度において被害者等からおうかがいした心情等

を考慮して定め又は変更した処遇要領に基づき、矯正処遇を実施

- ▷ 少年院においては、自らの責任を自覚させ、罪障感及び慰謝の気持ちを深めさせるため、全在院者に対し、「被害者心情理解指導」を実施
 - ▷ 受刑者等が自身の責任を自覚し、被害者等に対する慰謝の念を深めるため、「生命のメッセージ展」を全国の刑事施設及び少年院において開催

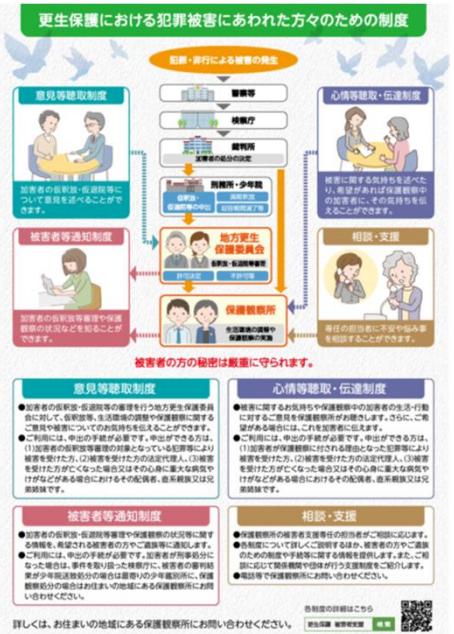


刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度【施策番号156】(p69)

- 刑事施設及び少年院において、令和5年12月から、「刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の運用を開始
 - 令和6年中の運用状況
 - ・ 聴取：135件（刑事施設：96件、少年院：39件）
 - ・ 伝達：129件（刑事施設：92件、少年院：37件）

犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇等の充実 【施策番号 158-163】 (p 71、72)

- 地方更生保護委員会において、「意見等聴取制度」を実施
⇒ 仮釈放等を許すか否かに関する審理において、加害者の仮釈放等に関する意見等に加え、生活環境の調整及び仮釈放等の期間中の保護観察に関する意見についても併せて聴取
 - 保護観察所において、「心情等聴取・伝達制度」を適正に運用
⇒ 保護観察対象者に伝達する場合に限らず、犯罪被害者等からの申出に応じて犯罪被害者等の心情等を聴取
 - 指導監督の方法として、犯罪被害者等の被害の回復・軽減に誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとるとともに、そのためにとった行動の状況を示す事実について、保護観察における一般遵守事項の類型として、申告又は当該事実に関する資料の提示を設定
 - 具体的な賠償計画を立て、慰謝の措置を講ずることを生活行動指針として設定



第4章 支援等のための体制整備への取組

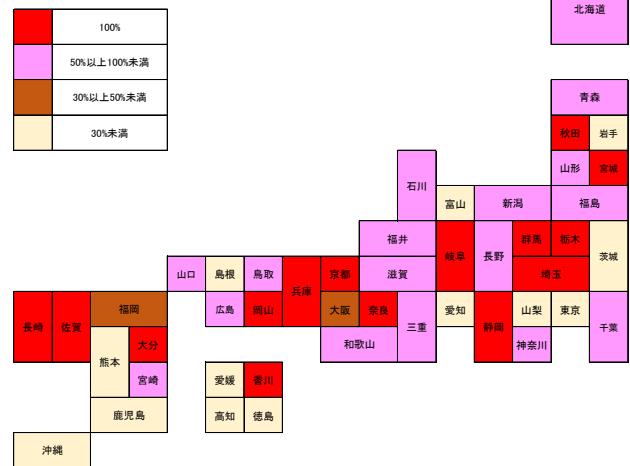
地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号166】(p78)

- 地方公共団体に対し、警察庁ウェブサイトやメールマガジンにおいて、条例制定状況や条例に基づく施策等を紹介
- 「犯罪被害者等施策推進のための条例・計画～最近の動向・ポイント～」の作成・提供
- 都道府県警察に対し、条例制定等に資する協力をを行うよう指示
- 令和7年4月現在の特化条例等の制定状況
 - ・ 全ての都道府県 (前年: 全ての都道府県)
 - ・ 18政令指定都市 (前年: 16政令指定都市)
 - ・ 1,083市区町村 (前年: 847市区町村)

トピックス 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

特化条例等制定状況 (市区町村) (令和7年4月1日現在)



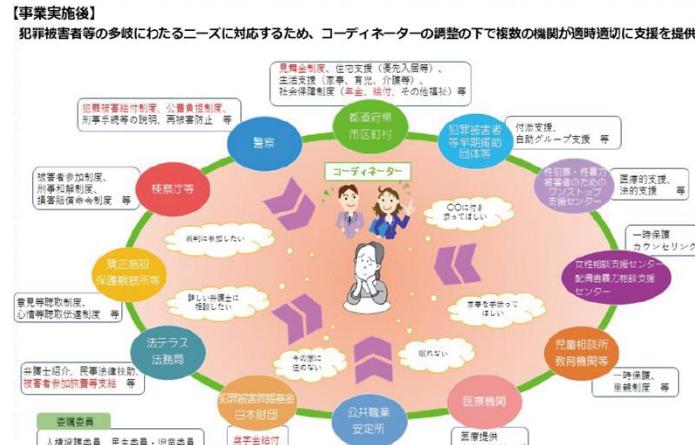
地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進等

【施策番号168-171】(p85、86)

- 令和6年4月「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」取りまとめを踏まえ、総合的対応窓口の機能強化のための取組を実施

手記 総合的対応窓口職員による手記 地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組

- ▷ 多機関ワンストップサービス体制の構築・運用に係る都道府県の事業を対象とした「犯罪被害者等支援補助金」事業の創設
- ▷ 「地方公共団体アドバイザー」の配置・運用
- ▷ 職能団体等に対する働き掛け
- ▷ 地方公共団体職員向け研修等の実施



犯罪被害者等支援弁護士制度の施行準備

【施策番号209】(p110)

- 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設(令和8年1月施行)を踏まえ、同制度の円滑かつ充実した運用の開始に向け、対象となる「罪」及び「被害の程度」を定める政令の制定、業務方法書等の整備等必要な準備・検討を進めた。

犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実

【施策番号225】(p113)

- 犯罪被害者等施策に関する各種情報をウェブサイトに掲載

トピックス ポータルサイト「ギュっとCH(チャンネル)」の新設について



- ▷ 令和6年4月「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会」取りまとめを踏まえ、令和7年6月に、ポータルサイト「ギュっとCH(チャンネル)」を新設

① 犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト

- ・ 犯罪被害者等に対する支援制度や相談窓口に関する情報を集約
 - ⇒ こんなときは？(被害種別・困りごと別検索)
 - ⇒ あなたの街の支援(都道府県・市区町村ごとの支援制度検索)
 - ⇒ ギュットーラーニング～支援者向けオンデマンド研修教材～

② 犯罪被害者等施策に関する資料ページ

手記 警察職員による被害者支援手記「心からの被害者支援とは」

トピックス 被害者担当保護司の座談会について

トピックス インターネット上の誹謗中傷等に関する取組の充実

トピックス 民間被害者支援団体における犯罪被害者支援

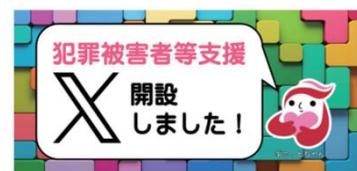
手記 民間被害者支援団体職員の手記「被害者支援で思うこと」

第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

広報啓発活動 【施策番号258、260、263、265-268】 (p132、133、136~138)

国民に対する効果的な広報啓発活動

- 犯罪被害者等支援に関する標語募集 (4,737点の応募)
 - ・ 最優秀作品「寄り添って 周囲でつむぐ 理解の輪」
- ショート動画「知ってほしい 犯罪被害者のこと」配信
- 犯罪被害者等支援Xアカウント開設



集中的な広報啓発活動

- 若年層の性暴力被害予防月間 (4月)
 - ・ SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動の実施
- オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン (11月)
 - ・ 標語の選出、ポスター等の配付、フォーラムの開催
- 女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日~11月25日)
 - ・ ポスター等の配布、パープル・ライトアップの実施、パープルリボンの着用の推進
- 犯罪被害者週間 (11月25日~12月1日)
- 人権週間 (12月4日~12月10日)
 - ・ 啓発冊子の配布等の啓発活動の実施
- 全国交通安全運動 (春・秋)
 - ・ 重点を掲げ、交通事故の悲惨さを訴え

トピックス 犯罪被害者週間



- ▷ 俳優の川島海荷さんを起用したメッセージ動画をSNS等で配信
- ▷ 中央イベント（東京）【ライブ配信、YouTube見逃し配信】
 - ・ 標語の最優秀作品・作文コンクールの優秀作品の各受賞者の表彰
 - ・ 犯罪被害者御遺族による基調講演
 - ・ パネルディスカッション
「支援の広がりは一人ひとりの理解と協力から」

トピックス 全国犯罪被害者支援フォーラム2024

教育活動 【施策番号254、256】 (p130、131)

- 中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催
- 子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」を推進

トピックス 「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール

- ▷ 全国の中学生及び高校生を対象として、命の大切さに関する自らの考え方や意見等についての作文を募集
- ▷ 令和6年度においては、中学生の作品6,481点及び高校生の作品6,009点の応募

講演会 命の大切さを学ぶ教室



トピックス 「犯罪被害と早期に適切な支援につながることの大切さを知ってもらうために」 (民間被害者支援団体の取組)

手記

犯罪被害者御家族の手記「あの夜～傷ついた娘と歩んだ日々～」